

社名 株式会社管理システム

所在地

本 社 998-0102 山形県酒田市京田二丁目 6 9 番 8 号

事業場 997-0303 山形県鶴岡市たらのき代字早坂 6 8 6 番地

代表者 代表取締役 今野 修

役員氏名及び就任日

役 職 名	氏 名	就任年月日
代表取締役	今野 修	平成 16 年 10 月 12 日
取締役	五十嵐克浩	平成 13 年 8 月 24 日
取締役	根上 哲夫	平成 24 年 11 月 2 日
取締役	鈴木 和範	平成 24 年 11 月 2 日
取締役	後藤 満	令和 4 年 7 月 14 日
監査役	板垣 将人	令和 5 年 7 月 14 日

令和 5 年 10 月 1 日現在

設立年月日 平成 5 年 5 月 1 3 日

資本金 55,300 千円

平成 5 年 5 月 有限会社山形マニフェストサービスを資本金 300 万円で設立

平成 5 年 6 月 山形県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得
山形県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取得

平成 8 年 12 月 有限会社山形マニフェストサービスを組織変更し
株式会社アール・イー・シーに社名変更
資本金 1,000 万円に増資

平成 10 年 6 月 増資を行い資本金 1,800 万円となる

平成 12 年 4 月 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更
(産業廃棄物の種類の追加)

平成 13 年 5 月 増資を行い資本金 2,500 万円となる

平成 13 年 10 月 増資を行い資本金 3,500 万円となる

平成 15 年 8 月 産業廃棄物処理施設設置許可を取得すると同時に
櫛引町と環境汚染防止協定を交わす

平成 16 年 3 月 産業廃棄物処理施設設置工事に着手する

平成 17 年 8 月 山形県の産業廃棄物処分業の許可取得
山形県の特別管理産業廃棄物処分業の許可取得
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更
(産業廃棄物の種類の追加)

平成 17 年 9 月 産業廃棄物処分業の営業を開始する

平成 18 年 2 月 増資を行い資本金 3,800 万円となる

平成 20 年 5 月 増資を行い資本金 1 億 3,800 万円となる

平成 22 年 2 月 秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得
秋田県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取得
宮城県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得

宮城県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取得

平成 23 年 8 月 山形県の産業廃棄物処分業の事業範囲の変更
(産業廃棄物の種類の追加)

平成 24 年 11 月 株式会社管理システムから会社分割

平成 24 年 11 月 株式会社管理システムに変更・本社移転

平成 24 年 11 月 減資を行い資本金 5,530 万円となる

事業の内容

1. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業
2. 一般廃棄物、産業廃棄物の処分業（焼却）

事業計画の概要（産業廃棄物収集運搬及び処分業）

< 産業廃棄物の収集運搬業 >

1. 事業全体の計画

山形県、宮城県、秋田県の県内一円の製造業、生産業、卸売業、小売業、販売業、医療機関、診療施設、検査施設、建設業、建築業等の業種から発生する、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、動物の死体、ばいじん、石綿含有産業廃棄物を、排出事業者との契約に基づきトラックを用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。

積み替え保管は行わない。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

維持管理情報をご参照ください。

3. 収集運搬業務の具体的な計画

収集運搬の方法

(1) 車両及び容器

廃酸・廃アルカリ : 専用ポリ容器に収集、貨物トラックで運搬

動物系固形不要物・

動物の死体・ばいじん : 密閉容器に収集、貨物トラックで運搬

燃えがら、廃プラスチック類・木くず・紙くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類 : 専用コンテナに収集、シートで飛散防止し、貨物トラックで運搬

石綿含有産業廃棄物を収集する場合は、破碎することがないようにし、2重にしたフレコンバッグに密封し、その他の物を混合しないように区分して行う。

(2) 積み替え保管

積み替え保管は行わない。

(3) 収集運搬を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 7:00～18:00 (緊急の場合を除く)

休業日 日曜日及び元日 (緊急の場合を除く)

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物については、シートをかけて運搬し、飛散を防止する。

廃酸、廃アルカリについては専用容器に収集し、流出を防止する。

動物系固形不要物、動物の死体については、専用容器に収集し、飛散、悪臭を防止する。

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、早朝深夜の作業回避をすることにより騒音、振動の防止に努める。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管は行わない。

< 特別管理産業廃棄物の収集運搬業 >

1. 事業全体の計画

山形県、宮城県、秋田県の県内一円の医療機関、診療施設、検査施設から発生する、感染性産業廃棄物を、排出事業者との契約に基づきトラックを用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。

積み替え保管は行わない。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

維持管理情報をご参照ください。

3. 収集運搬業務の具体的な計画

収集運搬の方法

1) 車両及び容器

感染性廃棄物 : 専用容器に収集、保冷車で運搬

他の産業廃棄物と混合しないようにし、区分して行う。

(2) 積み替え保管

積み替え保管は行わない。

(3) 収集運搬を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 7:00～18:00 (緊急の場合を除く)

休業日 日曜日及び元日 (緊急の場合を除く)

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

感染性廃棄物は専用容器に収集、保冷車で運搬し、飛散、流出及び感染を防止する。

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、早朝深夜の作業回避をすることにより騒音、振動の防止に努める。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管は行わない。

< 産業廃棄物処分業 >

1. 事業の全体計画

山形県内及び県外の製造業、生産業、卸売業、小売業、販売業、医療機関、診療施設、検査施設、建設業、建築業等の業種から発生する木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず等を排出事業者との契約に基づき焼却処理する。また県外産業廃棄物については県外産業廃棄物搬入事前協議の成立を伴い受け入れ、処分する。事業の範囲については「業許可証の写し」を参照下さい。

2. 産業廃棄物の処分量

維持管理情報をご参照ください。

3. 処分業務の具体的な計画

(1) 処分業務を行う時間及び休業日

時間：0時から24時まで

休業日： 当社指定日

(2) 処分業務の受託及び計画

- ① 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真・分析結果等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 受け入れた産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

(3) 受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか確認する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

屋内でピットから重機にて投入し飛散、流出を防止する。

誘引ファンは建物内に設置し外壁で囲い騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ・蠅・蚊等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

(2) 保管施設において講ずる措置

ねずみ・蠅・蚊等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には、見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

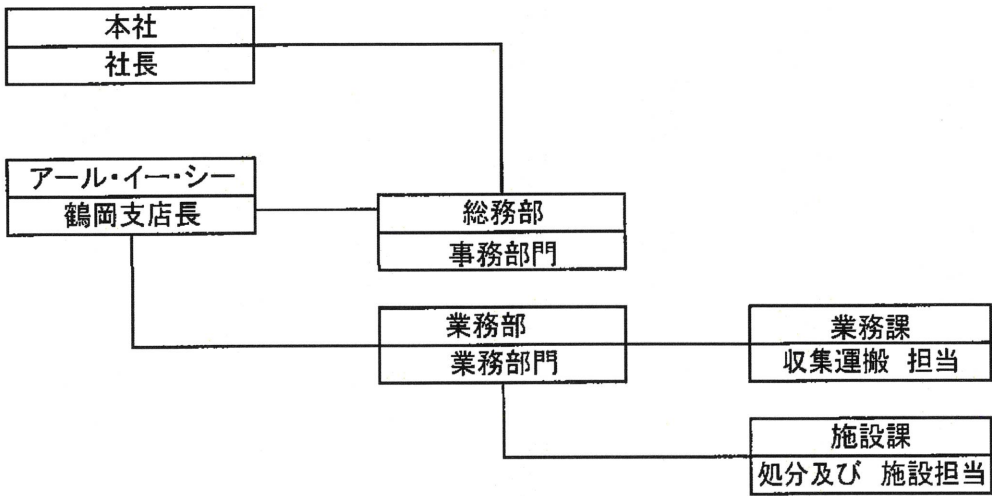
保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管はない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する。

火災報知器、消火器を設置し火災発生防止に努める。

組 織 体 制



処理料金の提示方法

- ・都度見積

事業場の公開及び頻度

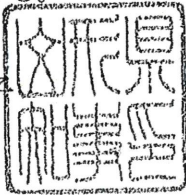
- ・随時公開依頼受付

産業廃棄物処分業許可証

山形県酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 2 年 9 月 10 日

許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 18 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
C	焼却処分				

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う産業廃棄物の種類

種類	取扱	種類	取扱	種類	取扱
燃え殻		繊維くず	C	動物のふん尿	
汚泥		動植物性残さ	C	動物の死体	
廃油		動物系固形不要物		ばいじん	
廃酸		ゴムくず	C	政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	
廃アルカリ		金属くず	C	自動車等破砕物	
廃プラスチック類	C	ガラスくず等	C	石綿含有産業廃棄物	
紙くず	C	鉱さい		水銀使用製品産業廃棄物	
木くず	C	がれき類		水銀含有ばいじん等	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設
(別表のとおり)

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成17年 8月19日 許可
平成22年 8月31日 許可の更新
平成23年 8月 5日 事業範囲の変更許可
平成27年 9月18日 許可の更新
令和 2年 9月10日 許可の更新

sample

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第 00625003839号

(四) 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設
	設置場所	山形県鶴岡市たらのき代字早坂685、686、687-1、688-1
	設置年月日	平成17年6月30日
	処理能力	廃プラスチック類300kg/h(7.2t/d-24h) 産業廃棄物527kg/h(12.6t/d-24h)
	許可年月日	平成15年8月19日
	許可番号	第208-57号
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	

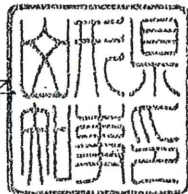


特別管理産業廃棄物処分業許可証

山形県酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 2 年 9 月 10 日

許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 18 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
C	焼却処分				

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
(別表1のとおり)

2 事業の用に供するすべての施設
(別表のとおり)

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成17年 8月19日 許可
平成22年 8月31日 許可の更新
平成27年 9月18日 許可の更新
令和 2年 9月10日 許可の更新

sample

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) 無

(別表1)

別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注 記											
1	令第1号		廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）											
2	令第2号		廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）											
3	令第3号		廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）											
4	令第4号	C	感染性廃棄物											
5イ	令第5号イ		（廃PCB等）											
5ロ	令第5号ロ		（PCB汚染物）											
5ハ	令第5号ハ		（PCB処理物）											
5ニ	令第5号ニ		（廃水銀等）											
5ト	令第5号ト		（廃石棉等）											
5	令第5号ホ、ヘ及びチヘル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h				
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	ばいじん	指定 下水汚泥				
1		アルキル水銀化合物												
2		水銀又はその化合物												
3		カドミウム又はその化合物												
4		鉛又はその化合物												
5		有機燐化合物												
6		六価クロム化合物												
7		砒素又はその化合物												
8		シアン化合物												
9		PCB												
10		トリクロロエチレン												
11		テトラクロロエチレン												
12		ジクロロメタン												
13		四塩化炭素												
14		1,2-ジクロロエタン												
15		1,1-ジクロロエチレン												
16		シス-1,2-ジクロロエチレン												
17		1,1,1-トリクロロエタン												
18		1,1,2-トリクロロエタン												
19		1,3-ジクロロプロペン												
20		チウラム												
21		シマジン												
22		チオベンカルブ												
23		ベンゼン												
24		セレン又はその化合物												
25		1,4-ジオキサン												
26		ダイオキシン類												
27														
28														
29														
30														
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん											
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの											
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該汚泥を処分のため処理したもの											
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）											
10														

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号の意

【注2】表中の「」は、取り扱えないことを示す

【注3】表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の区分」において、「記号」に「A 中間処理（中和）」とある場合、別表1の番号3（令第3号）の「取扱」欄に「A」とあれば、「中間処理（中和）」：廃アルカリ（水素イオン濃度（pH）12.5以上のもの）の意。

特別管理産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第 00675003839 号

(第1) 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設
	設置場所	山形県鶴岡市たらのき代字早坂685、686、687-1、688-1
	設置年月日	平成17年6月30日
	処理能力	廃プラスチック類300kg/h(7.2t/d-24h)、産業廃棄物514kg/h(12.3t/d-24h)
	許可年月日	平成15年8月19日
	許可番号	第208-57号
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	

産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子

許可の年月日 令和 5 年 6 月 20 日

許可の有効年月日 令和 10 年 6 月 15 日

1 事業の範囲

種 類	取扱	特記事項	種 類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	×		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	×		鋳さい	×	
廃酸	○		がれき類	○	
廃アルカリ	○		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	○	
紙くず	○		ばいじん	○	
木くず	○		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	○		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	○	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕 ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、
「×」は取り扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成 5年 6月16日 許可
平成10年 6月16日 許可の更新
平成12年 4月18日 事業範囲の変更許可
平成15年 6月16日 許可の更新
平成17年 8月19日 事業範囲の変更許可
平成20年 6月18日 許可の更新
平成25年 7月 3日 許可の更新

平成30年 7月19日 許可の更新
令和 5年 6月20日 許可の更新

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

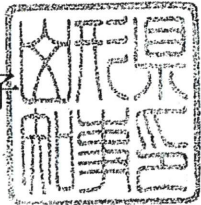
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 5 年 6 月 20 日

許可の有効年月日 令和 10 年 6 月 15 日

- 1 事業の範囲
(別表1のとおり)
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成 5年 6月16日 許可
平成10年 6月16日 許可の更新
平成15年 6月16日 許可の更新
平成20年 6月18日 許可の更新
平成25年 7月 3日 許可の更新
平成30年 7月19日 許可の更新
令和 5年 6月20日 許可の更新
- 5 積替え許可の有無 存 ・ (無)
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ (無)

sample

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈							
1	令第1号		廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）							
2	令第2号		廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）							
3	令第3号		廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）							
4	令第4号	○	感染性廃棄物							
5イ	令第5号イ		（廃PCB等）							
5ロ	令第5号ロ		（PCB汚染物）							
5ハ	令第5号ハ		（PCB処理物）							
5ニ	令第5号ニ		（廃水銀等）							
5ト	令第5号ト		（廃石棉等）							
5	令第5号ホ、ヘ及びチ〜ル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物								
	2	水銀又はその化合物								
	3	カドミウム又はその化合物								
	4	鉛又はその化合物								
	5	有機燐化合物								
	6	六価クロム化合物								
	7	砒素又はその化合物								
	8	シアン化合物								
	9	PCB								
	10	トリクロロエチレン								
	11	テトラクロロエチレン								
	12	ジクロロメタン								
	13	四塩化炭素								
	14	1,2-ジクロロエタン								
	15	1,1-ジクロロエチレン								
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン								
	17	1,1,1-トリクロロエタン								
	18	1,1,2-トリクロロエタン								
	19	1,3-ジクロロプロペン								
	20	チウラム								
	21	シマジン								
	22	チオベンカルブ								
	23	ベンゼン								
	24	セレン又はその化合物								
	25	1,4-ジオキサン								
	26	ダイオキシン類								
	27									
	28									
	29									
	30									
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん							
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの							
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該汚泥を処分のため処理したもの							
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）							
10										

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことはできないものを示す。

廃棄物の受入量・処分量

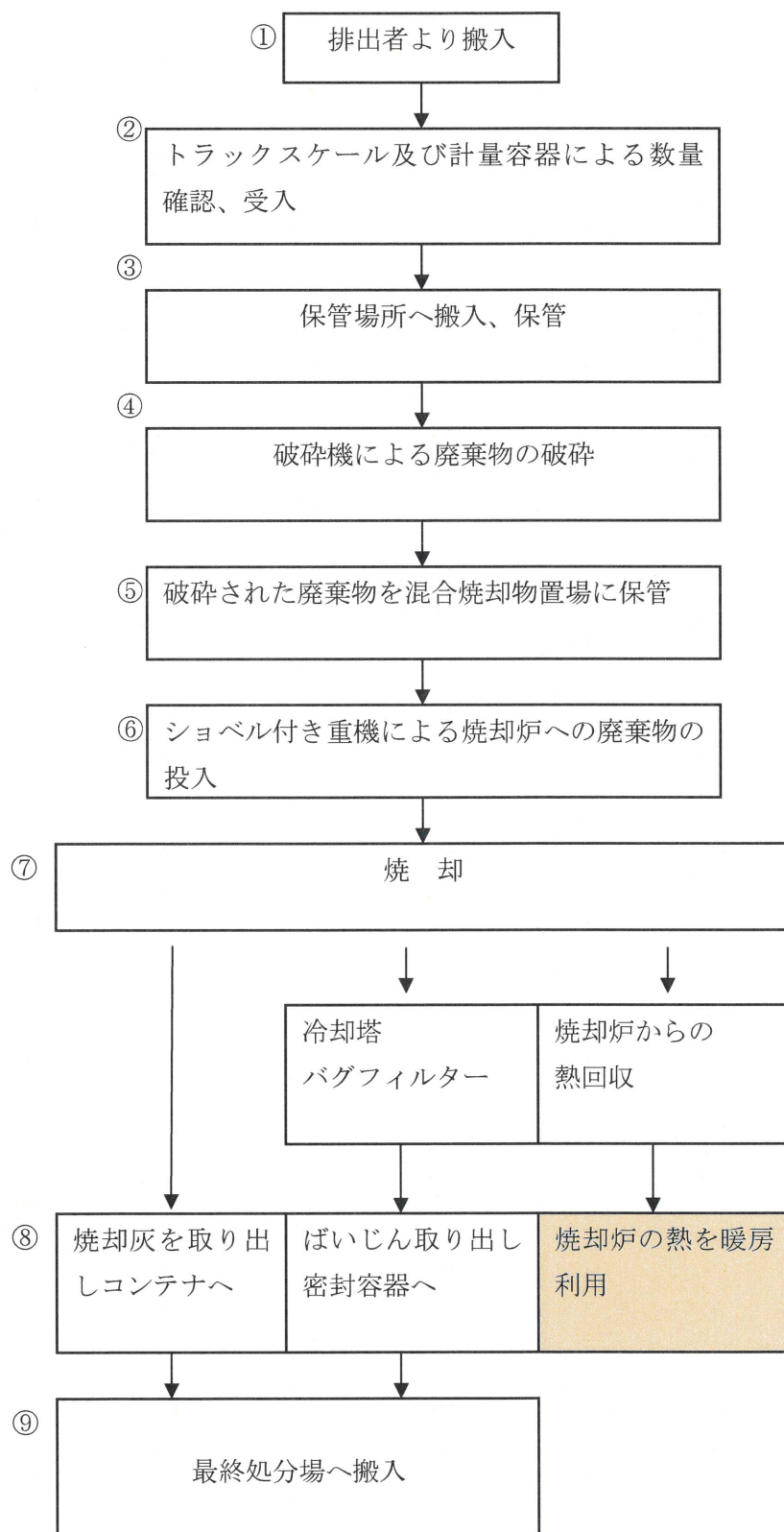
		廃棄物の種類								
年		廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず [※]	動植物性残さ	金属くず [※]	ガラスくず [※]	感染性産業廃棄物	合計（t）
2020	受入量(t)	1,494	2	213	6	163	3	28	1,373	3,282
	処分量(t)	1,494	2	213	6	165	3	28	1,373	3,284
2021	受入量(t)	1,354	1	197	9	163	1	20	1,436	3,181
	処分量(t)	1,354	1	197	9	165	1	20	1,436	3,183
2022	受入量(t)	869	0	163	6	133	1	3	1,218	2,393
	処分量(t)	869	0	163	6	133	1	3	1,218	2,393
2023	受入量(t)	1,019	0	169	24	159	3	2	1,483	2,859
	処分量(t)	1,019	0	169	24	159	3	2	1,483	2,859
2024	受入量(t)	1,053	0	227	10	206	4	3	1,466	2,969
	処分量(t)	1,053	0	227	10	206	4	3	1,466	2,969

中間処理後産業廃棄物の処分量

年	廃棄物の種類	処分量（t）
2020	燃え殻	334
2021	燃え殻	423
2022	燃え殻	251
2023	燃え殻	264
2024	燃え殻	440

産業廃棄物の処理工程

【 焼 却 】



加 入 証

発行日 平成24年12月27日

加入者名称 株式会社管理システム

代表取締役 今野 修

住 所 〒998-0102
山形県酒田市京田二丁目6番8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に
基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 岡澤和好



-
- | | |
|------------|-------------|
| 1. 加入者番号 | 2005789 |
| 2. 加入契約成立日 | 平成19年03月02日 |
| 3. 加入区分 | 収集運搬業者 |

自然にやさしいネットワーク



加 入 証

発 行 日 平成24年12月27日

加入者名称 株式会社管理システム

代表取締役 今野 修

住 所 〒998-0102
山形県酒田市京田二丁目6 9 番 8 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に
基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 岡澤和好



-
- | | |
|------------|-------------|
| 1. 加入者番号 | 3005755 |
| 2. 加入契約成立日 | 平成19年03月02日 |
| 3. 加入区分 | 処分業者 |

自然にやさしいネットワーク



貸借対照表

株式会社管理システム

自 令和3年 5月 1日

至 令和 4年 4月 30日

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	366,367	流動負債	360,188
		固定負債	258,372
		負債の部合計	618,560
固定資産	384,138	【純資産の部】	
有形固定資産	308,751	資本金	55,300
無形固定資産	38	利益余剰金	76,645
投資その他資産	75,349	純資産の部合計	131,945
資産の部合計	750,505	負債及び純資産の部合計	750,505

損益計算書

株式会社管理システム

自 令和3年 5月 1日

至 令和 4年 4月 30日

単位：千円

科 目	金 額
【営業損益の部】	
営業利益	98,002
営業外利益	△ 144
経常利益	97,858
税引前当期純利益	38,274
法人税その他税額	25,078
当期純利益	13,196

貸借対照表

株式会社管理システム

自 令和4年 5月 1日
至 令和 5年 4月 30日
単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	526,438	流動負債	448,515
		固定負債	274,858
		負債の部合計	723,373
固定資産	339,288	【純資産の部】	
有形固定資産	254,870	資本金	55,300
無形固定資産	38	利益剰余金	96,293
		自己株式	△ 9,240
投資その他資産	84,380	純資産の部合計	142,353
資産の部合計	865,726	負債及び純資産の部合計	865,726

損益計算書

株式会社管理システム

自 令和4年 5月 1日

至 令和 5年 4月 30日

単位：千円

科 目	金 額
【営業損益の部】	
営業利益	108,005
営業外利益	16,207
経常利益	124,212
税引前当期純利益	45,113
法人税その他税額	25,465
当期純利益	19,648

貸借対照表

株式会社管理システム

自 令和5年 5月 1日
至 令和 6年 4月 30日
単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	477,694	流動負債	445,048
		固定負債	122,807
		負債の部合計	567,855
固定資産	339,450	【純資産の部】	
有形固定資産	244,853	資本金	55,300
無形固定資産	38	利益剰余金	198,989
		自己株式	△ 5,000
投資その他資産	94,559	純資産の部合計	249,289
資産の部合計	817,144	負債及び純資産の部合計	817,144

損益計算書

株式会社管理システム

自 令和5年 5月 1日

至 令和 6年 4月 30日

単位：千円

科 目	金 額
【営業損益の部】	
営業利益	95,727
営業外利益	4,015
経常利益	99,742
税引前当期純利益	50,114
法人税その他税額	23,814
当期純利益	26,300